

1 栃木県依存症対策推進計画策定の経過

栃木県依存症対策推進計画は、県民の皆様をはじめ、依存症対策に係る各機関及び民間支援団体等で構成する「依存症関連機関連携会議」における御意見や各分野の有識者等で構成する「栃木県依存症対策推進計画策定協議会（委員：12名）」の審議等を踏まえ、策定しました。

令和5(2023)年	
5月29日	骨子案に係る意見聴取（依存症関連機関連携会議）
7月6日	骨子案に係る審議（栃木県依存症対策推進計画策定協議会）
8月28日	素案に係る意見聴取（依存症関連機関連携会議）
10月26日	素案に係る審議（栃木県依存症対策推進計画策定協議会）
12月1日	パブリックコメントの実施（～令和6年1月4日）
12月21日	計画案に係る意見聴取（依存症関連機関連携会議）
令和6(2024)年	
2月15日	計画案に係る審議（栃木県依存症対策推進計画策定協議会）
3月26日	栃木県依存症対策推進計画の決定・公表

2 栃木県依存症対策推進計画策定協議会委員一覧

会 長

阿部 隆明 一般財団法人栃木県精神衛生協会 監事

副会長

山本 由紀 学校法人国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科 准教授

委 員

福田 晴美 一般社団法人栃木県医師会 常任理事

最首 克也 栃木県弁護士会

天野 託 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院 副院長

三澤 幸光 栃木県小売酒販組合連合会 芳賀小売酒販組合 理事長

阿部 英之 栃木県遊技業協同組合 専務理事

神谷 良範 宇都宮競輪場 所長

林 光孝 栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課 課長

角田 正史 栃木県教育委員会事務局健康体育課 課長

大原 智子 栃木県県東健康福祉センター 所長

島田 達洋 栃木県精神保健福祉センター 所長

3 依存症関連機関連携会議構成機関・団体一覧

(回復支援施設)

特定非営利活動法人 栃木DARC

(自助グループ)

AA (アルコールリクス・アノニマス)

栃木県断酒ホトトギス会

GA (ギャンブラーズ・アノニマス)

ギヤマノン

特定非営利活動法人 ギャンブル依存症家族の会栃木

公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会栃木

(専門医療機関)

地方独立行政法人 栃木県立岡本台病院

特定医療法人清和会 鹿沼病院

医療法人高柳会 大平下病院

(関係機関)

学校法人須賀学園 宇都宮共和大学

法務省 宇都宮保護観察所

財務省 関東財務局宇都宮財務事務所

栃木県警察本部生活安全企画課

宇都宮市保健福祉部保健所 (宇都宮市保健所)

(関係課・出先機関)

教育委員会事務局 健康体育課

くらし安全安心課

健康増進課

障害福祉課 (事務局)

こども政策課

薬務課

県東健康福祉センター

精神保健福祉センター (事務局)

4 用語の解説

● 自助グループ

同じ悩みや問題を抱える者やその家族等が集まり、似たような立場や経験を持つ仲間同士で体験談や情報、知識などを分かち合うことのできる場。

匿名で活動する団体や実名で活動する団体がある。

● 回復支援施設

依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組などをし、依存症からの回復を目指す施設。

全国各地にある薬物依存症やアルコール依存症などからの回復支援施設として、ダルク（DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center）がある。依存症から回復した経験を持つ職員等によって運営され、入所型の施設が中心であるが、通所利用ができる施設もある。

● 依存症相談拠点機関

アルコール、薬物及びギャンブルなどの依存症に係る各支援機関や関係機関と連携し、県内の依存症の相談支援体制の整備を図ることを目的に、令和3（2021）年3月に精神保健福祉センター内に設置した機関。

アルコール、薬物及びギャンブルなどの依存症に関する相談や専門のプログラム等を行っている。

● 依存症専門医療機関

依存症に係る専門の研修を修了した医師や看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のスタッフが配置されていることや依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療及び認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていることなど、一定の基準を満たし、県から選定を受けた医療機関。

● 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関であることに加え、依存症に関する取組の情報の発信や医療機関を対象とした依存症に関する研修の実施などを行える医療機関のうち、県から選定を受けた医療機関。

● 依存症関連機関連携会議

依存症相談拠点機関である精神保健福祉センターが主催する依存症者及び家族に対する包括的な支援について協議・検討するための会議。自助グループや医療機関、その他関係する機関で構成されている。

5 関係各法等

(1) アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 11 条）
- 第 2 章 アルコール健康障害対策推進基本計画等（第 12 条－第 14 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 15 条－第 24 条）
- 第 4 章 アルコール健康障害対策推進会議（第 25 条）
- 第 5 章 アルコール健康障害対策関係者会議（第 26 条・第 27 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

（基本理念）

第 3 条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 酒類の製造又は販売（飲用に供することを含む。以下同じ。）を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第7条 国民は、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

（医師等の責務）

第8条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第9条 健康増進事業実施者（健康増進法（平成14 年法律第103 号）第6条に規定する健康増進事業実施者をいう。）は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めなければならない。

（アルコール関連問題啓発週間）

第10条 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、11 月10 日から同月16 日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 アルコール健康障害対策推進基本計画等

（アルコール健康障害対策推進基本計画）

第12条 政府は、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 政府は、適時に、前項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これ

を国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(関係行政機関への要請)

第13条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画は、医療法（昭和23 年法律第205号）第30 条の4 第1 項に規定する医療計画、健康増進法第8 条第1 項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5 年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(教育の振興等)

第15条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第16条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(健康診断及び保健指導)

第17条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するよう、健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

第18条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関とその他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

第19条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるもの

とする。

(相談支援等)

第20条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第22条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合ってその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第23条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第24条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 アルコール健康障害対策推進会議

第25条 政府は、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 アルコール健康障害対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴くものとする。

第5章 アルコール健康障害対策関係者会議

第26条 厚生労働省に、アルコール健康障害対策関係者会議(以下「関係者会議」という。)を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、第十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 2 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

第27条 関係者会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

[略]

(2) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、薬物の濫用の防止に関する県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物
- 七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物の濫用の防止を目的とする団体等と緊密な連携を図るものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の濫用の防止に努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、薬物の濫用に関し法令に違反する行為があったことを知ったときは、当該違反行為に係る情報を県に提供するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 薬物の濫用の防止に関する基本的方向
- 二 薬物の濫用の防止に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、薬物の濫用の防止に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県地方薬事審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物の試験及び検査に関する研究開発を推進するものとする。

(情報の収集等)

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、薬物の濫用の防止に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第十条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の濫用の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(相談体制の充実等)

第十一条 県は、薬物を濫用し、又は濫用していた者及びその家族等からの相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(依存症治療の充実等)

第十二条 県は、薬物依存症にかかった者の回復及び円滑な社会復帰に資するよう、専門的な治療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第十三条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、知事は、速やかに、その指定した内容について栃木県薬物指定審査会に報告しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、指定の失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第二十三条から第二十七条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること（第二号に該当する場合を除く。）。

五 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(警告)

第十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

二 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

三 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

四 前条第四号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

五 前条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 知事は、前項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当する者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。

3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止命令等)

第十七条 知事は、前条第一項の警告（同項第五号に係るものを除く。以下この条において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため緊急を要する場合において、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者が過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十八条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第十三条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、速やかに、その旨を栃木県薬物指定審査会に報告するものとする。

(広域規制製品の届出)

第十九条 医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項に規定する生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「広域規制製品」という。）を所持する者は、当該広域規制製品の名称及び数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前項の規定により届出を行った者に対し、当該広域規制製品を使用しないよう要請するとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。

3 知事は、第一項の規定により届出を行った者の求めに応じ、当該広域規制製品を処分するものとする。

(立入検査等)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(栃木県薬物指定審査会)

第二十一条 第十三条第一項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第十八条第一項の規定による勧告に関する事項その他の第二条第七号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二十二條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三條 第十七條の規定による命令（第十六條第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十七條の規定による命令（第十六條第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）に違反した者

第二十五條 第十五條第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四條第三項、第十五條から第二十条まで及び第二十三條から第二十七條までの規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

以下略

(3) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一條 この規則は、栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年栃木県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二條 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(正当な理由がある場合)

第三條 条例第十五條ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる機関等において学術研究又は試験検査の用途に供するため条例第十五條第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行

政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

二 国又は都道府県の機関において犯罪鑑識の用途に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

三 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売された医薬品を使用する場合に限る。）に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

四 工業の用途に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

五 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により条例第十五条第三号に掲げる行為をする場合その他主として知事指定薬物を前各号に規定する用途に供するために使用する者を対象として同条第三号に掲げる行為をする場合

六 前各号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める場合

（警告書の様式）

第四条 条例第十六条第三項の書面の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

（広域規制製品を所持する者の届出事項等）

第五条 条例第十九条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

二 広域規制製品の名称

三 広域規制製品の数量

四 広域規制製品の入手目的

五 広域規制製品の入手方法

六 広域規制製品の入手年月日

2 条例第十九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号による広域規制製品所持届を提出して行うものとする。

3 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号又は第二号に掲げる場合

二 前号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める場合

（収去証の交付）

第六条 条例第二十条第一項の規定による収去は、別記様式第三号による収去証を交付して行うものとする。

（身分証明書の様式）

第七条 条例第二十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（栃木県薬物指定審査会）

第八条 栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がそ

の職務を代理する。

- 4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審査会の庶務は、保健福祉部薬務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第七条まで及び別記様式第一号から別記様式第四号までの規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

*様式 (略)

(4) ギャンブル等依存症対策基本法

目次

- 第1章 総則 (第1条―第11条)
- 第2章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等 (第12条―第13条)
- 第3章 基本的施策 (第14条―第23条)
- 第4章 ギャンブル等依存症対策推進本部 (第25―第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための

対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第4条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第7条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第8条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第9条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第10条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第12条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第15条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第16条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にか

かわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（相談支援等）

第17条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（社会復帰の支援）

第18条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第19条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（連携協力体制の整備）

第20条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第21条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第22条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（実態調査）

第23条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第4章 ギャンブル等依存症対策推進本部

（設置）

第24条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第25条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
 - 1 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 2 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第26条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

（ギャンブル等依存症対策推進本部長）

第27条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（ギャンブル等依存症対策推進副本部長）

第28条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（ギャンブル等依存症対策推進本部員）

第29条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 1 国家公安委員会委員長
- 2 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 3 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 4 総務大臣
- 5 法務大臣
- 6 文部科学大臣
- 7 厚生労働大臣
- 8 農林水産大臣
- 9 経済産業大臣
- 10 国土交通大臣

- 11 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第30条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、

本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第31条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第32条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第33条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第34条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第35条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第36条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

〔略〕

附 則 〔令和3年5月19日法律第36号抄〕

〔略〕

栃木県
保健福祉部障害福祉課

TEL 028-623-3093

FAX 028-623-3052

E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp